令和３年度
波佐見町営業時間短縮要請協力金
【第５期】申請要領

（要請期間）

令和４年２月１４日（月）～３月６日（日）

波佐見町　商工観光課

提出先及びお問い合わせ先

波佐見町役場　商工観光課（２階）
TEL：０９５６－８５－２１１１

申請日時
令和４年３月７日（月）～５月１２日（木）
午前９時から午後５時まで（土日祝を除く）

郵送の場合

〒859－3791
東彼杵郡波佐見町宿郷660番地
波佐見町役場　商工観光課　宛
（営業時間短縮要請協力金申請書）

※「簡易書留」や「レターパック」など
　郵便物が追跡できる方法でお願いします。
※書類等に不備があった場合は連絡します。

※注意事項

・1/28～2/13 までの『営業時間短縮要請協力金（第４期）申請書』と 2/14～3/6 までの『営業時間短縮要請協力金（第５期）申請書』を同時に提出する場合は、混同しないようクリップやクリアファイルなどを用いて、それぞれに分けて必要書類を添付してください。期毎、別々に予算及び審査があります。

第５期

令和３年度営業時間短縮要請協力金【第５期】
（要請期間　令和４年２月１４日～３月６日）

協力金の概要

１．趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に、波佐見町営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）を支給いたします。

２．支給額

■非認証店及び午後８時までの営業時間短縮（酒類提供の終日自粛）を選択した認証店（全休業を含む）
１店舗あたりの支給額　＝　以下の表１―①の「１日あたりの支給額」×２１日間

■午後９時までの営業時間短縮（酒類提供は午後８時まで）を選択した認証店（午後８時までの営業時間短縮であっても酒類の提供をした場合を含む）
１店舗あたりの支給額　＝　以下の表１―①の「１日あたりの支給額」×７日間
＋表１－②の「１日あたりの支給額」×１４日間

◎表１―①（午後８時までに営業時間を短縮（酒類提供は終日自粛）した店舗）

事業規模	算定方法	前年、前々年または前々々年の２月～３月における１日あたりの飲食業売上高（消費税を除く）	１日あたりの支給額	備考
中小企業（個人事業主含む）	売上高方式	７万５，０００円以下	３万円	A
		７万５，０００円超２５万円以下	前年、前々年または前々々年の２月～３月における１日あたりの飲食業売上高の４割	B
		２５万円超	１０万円	C
大企業（中小企業も選択可）	売上高減少額方式		前年、前々年または前々々年との比較による本年２月～３月の１日あたりの飲食業売上高減少額の４割 ※上限：「２０万円」	D

第５期

令和３年度営業時間短縮要請協力金【第５期】
（要請期間　令和４年２月１４日～３月６日）

◎表１－②（２月２１日（月）以降（２２日以降に認証を取得した場合は認証日から）午後９時までに営業時間を短縮（酒類提供は午後８時まで）した認証店）

事業規模	算定方法	前年、前々年または前々々年の２月～３月における１日あたりの飲食業売上高（消費税を除く）	１日あたりの支給額	備考
中小企業（個人事業主含む）	売上高方式	８万３，３３３円以下	２万５，０００円	A
		８万３，３３３円超２５万円以下	前年、前々年または前々々年の２月～３月における１日あたりの飲食業売上高の３割	B
		２５万円超	７万５，０００円	C
大企業（中小企業も選択可）	売上高減少額方式		前年、前々年または前々々年との比較による本年２月～３月の１日あたりの飲食業売上高減少額の３割 ※上限：「２０万円」又は１日あたりの売上高×０．３のいずれか低い額	D

※留意事項

１．事業規模は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の主たる事業の区分に応じ以下のいずれかに該当する場合が中小企業となります。

（１）飲食業

・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社

・常時使用する従業員数が 50 人以下の会社及び個人

（２）サービス業（カラオケなど）

・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社

・常時使用する従業員数が 100 人以下の会社及び個人

２．１日あたりの飲食業売上高について

１日あたりの飲食業売上高
＝ 前年、前々年または前々々年の２月～３月の飲食業売上高 ÷ ５９（６０）日（※１円未満切り上げ）
※２０２０年と比較する場合の２月は閏年（２９日）となる

・テイクアウト等、長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業は飲食業売上高から除外します。
・消費税及び地方消費税は飲食業売上高に含めません。
・開店１年の基準日は以下のとおりです。
【第５期の基準日】令和４年２月１日
・開店日が**令和３年２月１日以前**：開店１年以上（様式３－１）
・開店日が**令和３年２月２日以降**：開店１年未満（様式３－２）
令和３年２月２日以降に開店した店舗については、開店日から**令和４年２月１３日**までの飲食業売上高を同期間の日数で割った額を「１日あたりの飲食業売上高（１円未満切り上げ)」とします。

３．１日あたりの飲食業売上高減少額について

１日あたりの飲食業売上高減少額
＝（前年、前々年または前々々年の２月～３月の飲食業売上高÷５９（６０）日 － 本年の２月～３月の飲食業売上高） ÷ ５９日（※１円未満切り上げ）
※２０２０年と比較する場合の２月は閏年（２９日）となる

・長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業の売上や消費税等の取扱いは上記と同様です。

第５期

令和３年度営業時間短縮要請協力金【第５期】
（要請期間　令和４年２月１４日～３月６日）

申請要件

協力金の申請をできる者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

１．運営する店舗が**波佐見町**内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店または遊興施設（飲食スペースを有するもの）であること。

※ただし、以下の店舗は、原則、対象外とします。

・宅配、テイクアウトサービス専門店（「申請書類等の留意事項」参照）
・キッチンカー等の移動販売車（「申請書類等の留意事項」参照）
・スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
・自動販売機コーナー
・ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場

２．店舗が、**令和４年２月１３日（日）**以前から運営されていること。

３．**令和４年２月１４日（月）**から**３月６日（日）**までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、以下の要請に応じること

（１）非認証店

午前５時から午後８時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供終日自粛）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前５時から午後８時までの枠内の場合は対象外）。

（２）認証店（ながさきコロナ感染対策認証店）

〈２月１４日～２月２０日〉

午前５時から午後８時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供終日自粛）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前５時から午後８時までの枠内の場合は対象外）。

〈２月２１日～３月６日〉

※次の①又は②を選択

①午前５時から午後８時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供終日自粛）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前５時から午後８時までの枠内の場合は対象外）。

※通常の営業時間が午前５時から午後９時までの店舗はこちらを選択

②午前５時から**午後９時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供は午後８時までとする）**（通常の営業時間が午前５時から午後９時までの枠内の場合は対象外）。

※午後８時までの営業時間短縮であっても酒の提供をした場合はこちらを選択

（３）２月２１日以降に認証を取得した飲食店

〈２月１４日～認証を取得した前日まで〉

午前５時から午後８時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供終日自粛）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前５時から午後８時までの枠内の場合は対象外）。

〈認証を取得した日～３月６日〉

※次の①又は②を選択

①午前５時から午後９時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供は午後８時までとする）（通常の営業時間が午前５時から午後９時までの枠内の場合は対象外）。

※午後８時までの営業時間短縮であっても酒の提供をした場合はこちらを選択

②午前５時から午後８時までの時間帯に営業時間を短縮（酒の提供終日自粛）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前５時から午後８時までの枠内の場合は対象外）。

※通常の営業時間が午前５時から午後９時までの店舗はこちらを選択

４．申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと。

（１）波佐見町暴力団排除条例（平成２４年波佐見町条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団

（２）波佐見町暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員

第５期

令和３年度営業時間短縮要請協力金【第５期】
（要請期間　令和４年２月１４日～３月６日）

申請手続き等

１．協力金の申請受付期間

令和４年３月７日（月）から５月１２日（木）まで　※消印有効

２．申請書類等

以下の申請書類を提出してください。
なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

（１）申請に必要な書類（波佐見町指定の様式）

① 提出書類チェックシート
② 波佐見町営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式１）
③ 誓約書（様式２）
④ 申請する店舗の情報【開店１年以上の店舗用】（様式３－１）
⑤ 申請する店舗の情報【開店１年未満の店舗用】（様式３－２）

（２）添付が必要な書類（チェックシートを参照のうえ、各自でご用意ください。）

⑥ 本人を確認できる書類の写し　※個人事業主の場合のみ必要
⑦ 振込先口座の通帳の写し
⑧ 飲食店・喫茶店営業許可証の写し
⑨ 店舗名（屋号等）がわかる外観の写真
⑩ 店内（飲食スペース）の写真
⑪ 休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等（変更前後の営業時間を確認できる店頭ポスターやチラシ、ホームページなど）
⑫ **認証ステッカーを店舗に掲げていることが分かる写真又は認証決定通知書の写し（認証店のみ）**

※表１の「備考」欄でＢ、Ｃ、Ｄに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑬ 前年または前々年の確定申告書の控えの写し
ただし、確定申告の義務のない者に該当する場合は、**住民税の申告書（町民税県民税申告書）の控えの写し**
※飲食業売上高の算出基礎資料の該当月が含まれている確定申告書を提出してください。
例）「個人」、表１の「備考欄」Ｂの場合
算出基礎資料を令和２年２月～３月とした場合、令和２年度（又は平成３０年）の確定申告書が必要です。
なお、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、**法人設立届出書の写し**または**開業届の写し**が必要です。
⑭ 開店１年以上の店舗の場合は、店舗の前年または前々年の２月～３月の飲食業売上高がわかる書類**（売上帳等の帳簿の写しなど）**

なお、開店１年未満の店舗の場合は、開店日から**令和４年２月１３日**までの飲食業売上高がわかる書類（売上帳等の帳簿の写しなど）

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

※表１の「備考」欄でＤに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑮ 店舗の本年の**２月～３月**の飲食業売上高がわかる書類
（売上帳等の帳簿の写しなど）
ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

３．協力金の申請に必要な書類の入手方法

以下の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

・波佐見町役場　商工観光課（２階）
なお、昨年度対象事業所及び事前確認が取れた事業所へは郵送しています。
・波佐見町のホームページからダウンロード

４．申請方法

波佐見町役場商工観光課へ提出、または以下の申請先あて郵送してください。

【申請先】〒８５９－３７９１
東彼杵郡波佐見町宿郷６６０番地
波佐見町役場　商工観光課　宛
※郵便の場合は「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお願いします。
※書類の不足や不備があった場合は連絡します。

５．通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

申請書類等の留意事項

１．原則として、以下の申請書類等については、事業者名や店舗名がすべて一致します。

・波佐見町営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式１）
・誓約書（様式２）
・申請する店舗の情報（様式３－１）（様式３－２）
・本人を確認できる書類の写し　※個人事業主の場合のみ必要
・振込先口座の通帳の写し
・飲食店・喫茶店営業許可証の写し

２．上記について、何らかの事情により事業者名や店舗名が一致しない場合は、以下の例により追加書類の提出等をお願いします。

例１）様式１の申請者と口座名義人が一致しない場合
⇒協力金受領の「委任状」（任意様式）を提出。
例２）営業許可証の名義人と申請者が一致しない場合
⇒両者の関係を記載した「理由書」（任意様式）を提出。
例３）営業許可証と店舗名（屋号等）がわかる外観の写真の店舗名が一致しない場合
⇒「申請する店舗の情報」（様式３－１）（様式３－２）の備考欄に、その理由を記載。

３．テイクアウトや移動販売車については、テーブルやイスを設置しイートインスペースを設けている場合があります。こうしたケースでは、店舗の売上金額や件数等において、イートインスペースが主であれば、協力金の支給対象となります（ただし、「仮設」の営業許可は対象外とします）。

イートインスペースでの飲食とテイクアウトでは消費税率が異なるため、消費税等を参考にどちらが主か見極めたうえで、申請する店舗の情報（様式３－１）（様式３－２）の備考欄に、その旨を記載してください。
記載例）帳簿の消費税により、イートインスペースが主であると判断した。

４．記載している申請書類等のみでは営業実態が確認できない場合は、必要に応じて、別途、追加書類を提出していただくことがあります。

その他

１．協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、協力金の支給決定を**取消し**、協力金を**全額返還**いただくとともに、協力金受領の日から返還の日までの日数に応じた**加算金**（協力金の額に年率 10.95%の割合で計算した額）の納付を求めることがあります。

２．申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

３．本申請に係る書類、帳簿等については、令和９年３月 31 日まで保存をしてください。

４．問合せ先

波佐見町役場　商工観光課
電話番号　０９５６－８５－２１１１
開設日時　令和４年２月１４日（月）から５月１２日（木）まで
午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

５．通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。